

平成31年度神流町水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

神流町の水質検査計画は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

神流町の水質検査計画の概要はつぎのとおりです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、配水系等ごとに実施します。また、原水についても検査いたします。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、月1回行うこととされている項目については月1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回とします。
- ⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果を考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

① 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	神流町神流簡易水道事業
給水区域	神流町内
計画目標年度	平成31年度
計画給水人口	2,097人
計画一日最大給水量	944 m ³
一日平均給水量	731 m ³

②浄水施設の概要

浄水場の名称	万場第1浄水場	万場第2浄水場	小平浄水場
所在地	大字塩沢	大字塩沢	大字小平
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m ³ /日)	41 m ³ /日	339 m ³ /日	29 m ³ /日

浄水場の名称	青梨浄水場	船子浄水場	麻生浄水場
所在地	大字青梨	大字船子	大字麻生
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m ³ /日)	41 m ³ /日	14 m ³ /日	101 m ³ /日

浄水場の名称	魚尾浄水場	白水浄水場	神ヶ原浄水場
所在地	大字魚尾	大字神ヶ原	大字神ヶ原
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過
処理能力(m ³ /日)	75 m ³ /日	39 m ³ /日	45 m ³ /日

浄水場の名称	平原浄水場	間物浄水場	八倉浄水場
所在地	大字平原	大字神ヶ原	大字平原
水源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m ³ /日)	28 m ³ /日	14 m ³ /日	3 m ³ /日

浄水場の名称	橋倉浄水場
所在地	大字平原
水源	表流水
処理方式	緩速ろ過
処理能力(m ³ /日)	4 m ³ /日

3. 原水及び浄水の状況

(1) 原水の状況

水源区分	原水の水質状況	管理上の問題点
表流水	降雨等による高濁水発生時には原水が汚染される	濁度、pH値

(2) 浄水の状況

適切な浄水処理を行うことで安全で良質な水道水の供給を行っています

4. 検査地点

水質基準項目については、原水および配水系等ごとに給水栓で実施します。

水系別	採水場所	所在地
万場第1	塩沢ゲートボール場	大字塩沢
万場第2	総合グラウンド	大字麻生

小平	小平集会所	大字小平
青梨	青梨公衆トイレ	大字青梨
船子	民家	大字船子
麻生	大寄公園	大字柏木
魚尾	ポケット公園	大字魚尾
白水	宮地グラウンドトイレ	大字神ヶ原
神ヶ原	中里中学校	大字神ヶ原
平原	恐竜センター	大字平原
間物	瀬林トイレ	大字神ヶ原
八倉	民家	大字平原
橋倉	民家	大字平原

5. 検査項目及び検査頻度

(1) 検査項目

① 1日に1回の検査項目

下記3項目については1日に1回職員が検査を行います。

色、濁り、残留塩素

② 1ヶ月に1回の検査項目

下記の9項目については1ヶ月に1回検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC) pH値、味、臭気、色度、濁度

③ 概ね3ヶ月に1回の検査項目

消毒副生成物の12項目、省略不可能の項目については、概ね3ヶ月に1回検査を行います。

③-1 消毒副生成物12項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

③-2 省略不可能の項目

省略可能項目のうち、過去の検出状況(過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目)により判断し、省略が不可能な項目

ただし、省略可能項目については、水質が良好で安全であることを確認するため、1年に1回検査を実施します。

④ 原水の検査

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた39項目については、1年に1回検査を行います。

なお、クリプトスポリジウムについては、1年に1回検査を実施

し、汚染のおそれがあることを示す指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）については年3回実施します。

（2）検査頻度

検査頻度については、別紙（月別実施計画）のとおり行います。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、つぎのような場合に、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源及び、浄水施設に異状があったとき
- ③ 水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ その他、特に必要があると認められたとき

7. 水質検査の方法

検査項目①（1日に1回の検査項目）については、神流町役場職員が、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、行います。

検査項目②、③、④（1日に1回の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④を満たす検査機関にします。

- ① 水質検査結果を客観的に保証する ISO9001 認証取得検査機関。
- ② 水質基準51項目すべて自社分析できる検査機関。
- ③ 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも3日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関。
- ④ 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等によって行う。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、町HPでの公表及び神流町役場産業建設課で閲覧できるようにします。

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要な有れば検査計画を見直していきます。